

すいた里親道路制度 活動の手引き

吹田市土木部道路室

目次

1. はじめに.....	1
2. すいた里親道路制度とは.....	1
3. すいた里親道路制度の仕組み.....	1
4. 団体の要件.....	2
5. 団体の役割.....	2
6. 市の役割.....	3
7. すいた里親道路 協定締結の流れ.....	4
8. 活動にあたってのマナーとルール.....	5
9. 活動の終了について.....	6



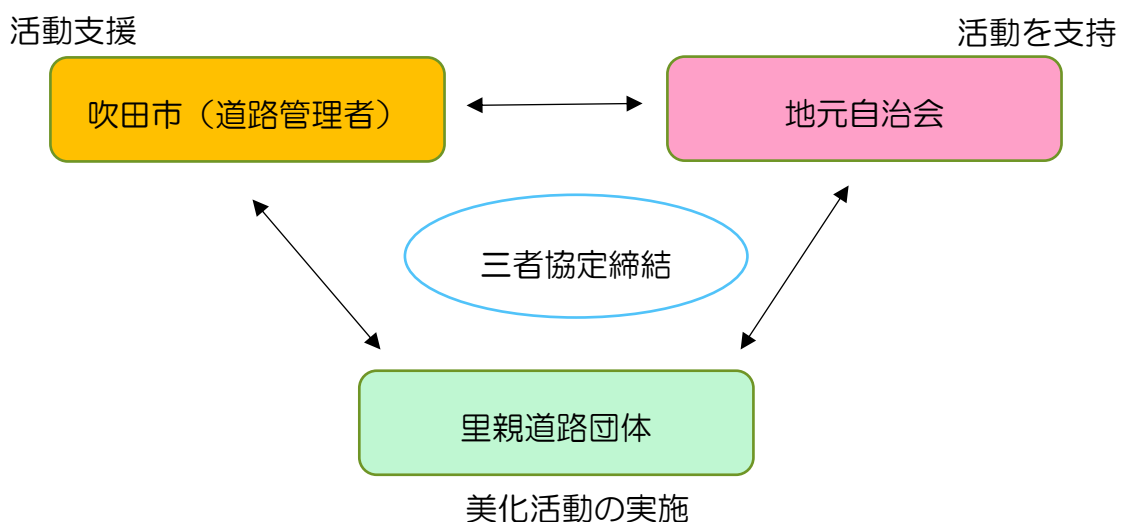
1. はじめに

「すいた里親道路制度」（以下「里親道路」という。）は、平成16年度より開始し、10年以上経過しており、近年、里親道路活動者の入れ替えや協定解除・新規協定締結等の相談を多く受けます。この「すいた里親道路制度 活動の手引き」は、制度の説明や里親道路活動にあたってのマナーやルール等を取りまとめたものです。新規に協定を検討される際や里親道路団体内での共有等に、この手引きをご活用ください。

2. すいた里親道路制度とは

日々利用する道路を我が子のように育てていくというコンセプトのもと、地元自治会や企業等の団体が、市が管理する道路の一定区間を清掃や緑化等のボランティア活動を通じて美化していただくことで、道路愛護、居住環境及び都市環境に対する市民意識の高揚を図り、市民との協働によるまちづくりを推進する制度です。

3. 制度の仕組み



4. 団体の要件

市民団体の対象となる要件は、市民活動災害補償制度の対象となる下記のとおりです。企業や学校等の場合はご相談ください。

- ・ 5人以上の市民で組織され、計画的及び継続的な公益性のある活動で、無報酬（実費弁償を除く。）で、自発的に行う社会貢献活動をしている団体で、市に団体登録をしていること。

5. 団体の役割

活動区間において、原則月1回以上の美化活動を実施します。

美化活動の内容

- ・ 空き缶・散乱ゴミ等の収集及び清掃（清掃活動）
- ・ 除草・植栽及び散水（花壇管理）
- ・ 道路施設の状況等（道路陥没・不法投棄物の発見等）情報の提供
- ・ 活動報告書の提出（FAX、郵送、メールで受付）
- ・ その他里親団体が行う道路等の美化及び清掃活動に伴うもの

報告書の提出回数 ※道路に異常を発見した際の連絡は随時お願いします

〔清掃活動団体〕 年度末に1回

〔花壇管理団体〕 花苗配布翌月（最大3回）かつ年度末に1回

6. 市の役割

- 清掃用具（ゴミ袋・軍手・ほうき・ちりとり等）の貸し出し
- 里親道路団体が活動中に収集したゴミの回収、処理
- 里親道路制度の標示板（サインボード）の設置（※原則、1道路等につき1箇所以上設置しますが、活動区間によっては設置できないこともあります。）
- 活動に伴う傷害保険の加入手続き（別紙「すいた里親道路活動における保険について」のとおり）
- 管理花壇に必要な物品（花苗、土、肥料等）の配布
- その他里親道路団体が行う道路等の美化及び清掃活動に必要な支援

7. すいた里親道路 協定締結の流れ

①事前協議

すいた里親道路として活動できる場所かどうか、土木部道路室管理グループ（06-6872-6114）に問い合わせてください。事前協議後、市担当者が調査をします。

②書類提出

事前協議により活動できる場所と確認ができましたら、次の書類を提出し、申し込みを行ってください。

(1) すいた里親道路申込書

※里親道路の道路名称は原則、活動箇所の地名又は道路名称等

(2) 市民活動団体届

※ボランティア活動保険の市民活動災害補償制度に加入するための様式です。他部署で別のボランティア活動等を実施していて加入済の場合はお知らせください。

(3) 会則

(4) 里親道路活動者一覧表

③協定の締結

市は、申し込み内容を精査、確認のうえ、「すいた里親道路協定書」を作成し、里親団体・市・地元自治会の3者協定を締結します。

④サインボードの設置

サインボードに記載する名称は、「すいた里親道路・〇〇〇」とし、里親団体と市が協議して決定します。なお、〇〇〇の欄は原則、活動区間の道路愛称や地名等とします。

8. 活動にあたってのマナーとルール

道路は、多くのひとが利用する公共スペースです。植栽帯や花壇は道路の一部です。活動する際は、関係法令を遵守するとともに、通行者や住民と活動団体の皆さんが安全で気持ちよく活動を継続できるよう、次のマナーとルールを守ってください。

安全に活動するためのマナー

- * 道路の通行や利用の妨げにならないよう配慮しましょう。
- * 活動で使用する用具は、取り扱いに注意しましょう。また、活動後、用具は持ち帰りましょう。
- * 事故やトラブル等が発生した場合は、土木部道路室（06-6872-6114）へ連絡し、必要があれば、すみやかに警察や消防へ連絡してください。

守るべきルール ※活動にあたり、してはいけないこと※

- × 活動場所や貸与物品を私物化すること
- × 個人や活動団体のものを道路上に放置すること
- × 市の承諾なく、道路上に倉庫等を設置すること
- × 市の承諾なく、土地や管理施設の形状を変更すること
- × 市の承諾なく、配布以外の草花を植えること（添え木・柵の設置等を含む）
- × 市の許可なく、プランターを設置すること
- × 刈払機等を使用すること
- × 企業等の宣伝看板や広告を設置すること
- × 樹木を植えたり、野菜、果物、果実を栽培すること

9. 活動の終了について

活動の継続が困難になったときは、土木部道路室（06-6872-6114）へ連絡してください。協定解除の手続きをおこないます。

なお、下記（1）～（4）に該当する場合は協定を解除することがあります。

- （1）ルール違反があり、改善・是正が見込めない場合
- （2）概ね1年間活動実態が確認できない場合
- （3）団体代表者と長期間連絡がとれなくなった場合
- （4）その他、団体の美化活動が適当でないと吹田市が判断した場合

この活動の手引きは、必要に応じて見直します。

担当室

吹田市 土木部道路室（管理グループ）

TEL: (06) 6872-6114

FAX: (06) 6831-9674

活動の手引き作成日：令和2年 3月31日

改正日：令和5年10月13日